

香芝市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

香芝市農業委員会会長 縄田 多賀司

香芝市農業委員会規程第1号

香芝市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 個人情報の保護に関し必要な事項については、香芝市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年規則第7号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(香芝市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 香芝市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成16年農業委員会規程第1号）は、廃止する。